平成 26 年 11 月 28 日

各　位

会社名　　三菱ＵＦＪ投信株式会社
（管理会社コード 13444）
代表者名　　取締役社長　　金上 孝
問合せ先　　商品ディスクロージャー部　井 上　靖
（TEL.　03－6250－4910）

ＭＡＸＩＳ ＥＴＦの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．銘柄名（コード）

ＭＡＸＩＳ トピックス・コア３０上場投信（1344）
ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信（1346）
ＭＡＸＩＳ トピックス上場投信（1348）
ＭＡＸＩＳ 海外株式（ＭＳＣＩコクサイ）上場投信（1550）
ＭＡＸＩＳトピックスリスクコントロール（５％）上場投信（1567）
ＭＡＸＩＳトピックスリスクコントロール（10％）上場投信（1574）
ＭＡＸＩＳ ＪＰＸ日経インデックス４００上場投信（1593）
ＭＡＸＩＳ Ｊリート上場投信（1597）
ＭＡＸＩＳ Ｓ＆Ｐ三菱系企業群上場投信（1670）

２．変更の理由

投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令等の改正に伴い所要の変更および約款記載の整備を行うもの。

３．変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

４．日程

平成 26 年 11 月 28 日　　金融庁届出日
平成 26 年 12 月 1 日　　変更日

５．変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ トピックス・コア３０上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）
（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、	（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２

当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）
（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、	（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２

当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ トピックス上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）
（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、	（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２

当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ 海外株式（ＭＳＣＩコクサイ）上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳトピックスリスクコントロール（５％）上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳトピックスリスクコントロール（10%）上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託契約の解約） 第42条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第47条（略） ②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ　ＪＰＸ日経インデックス４００上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第29条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第29条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条、第31条および第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）
（信託契約の解約） 第49条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使する	（信託契約の解約） 第49条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使する

ことができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	ことができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第54条（略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第54条（略） ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ　Ｊリート上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（投資の対象とする有価証券等） 第19条（略） ２．投資証券または外国投資証券（略）	（投資の対象とする有価証券等） 第19条（略） ２．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（略）
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）

（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第51条（略） ②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第51条（略） ②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上

投資信託約款の変更の案

ＭＡＸＩＳ　Ｓ＆Ｐ三菱系企業群上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
（投資の対象とする資産の種類） 第18条（略） ＜新設＞	（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略） ②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）	（利害関係人等との取引等） 第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 （略） ③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。 （略）
（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、	（信託契約の解約） 第46条（略） ⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２

当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	以上に当たる多数をもって行います。 （略）
（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第51条（略） ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。（略） ④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 （略）

以　上